平成２２年（フ）第１０２９号
千葉市稲毛区園生町468番地の492
債務者　牧野　吉春
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３３号
千葉市花見川区花見川９番16棟203号
債務者　江田　朋美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３８号
千葉県八千代市勝田台２丁目３番地１　松原ハイツ102号
債務者　杉山　義晴
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５０号
千葉市稲毛区小中台町581番地　雇用促進住宅３棟103号
債務者　井川　元傳
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７４号
千葉県市川市高谷１丁目11番22号
債務者　高橋　　大
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９０号
千葉県市川市新浜１丁目２番25―204号
債務者　矢吹　政義
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９４号
千葉市中央区蘇我１丁目13番２号　エステートピアシティ５Ａ棟102号
債務者　松田善一郎
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９６号
千葉県市原市山田橋２丁目３番地３　シティコーポハルエ203号
債務者　山田　　裕
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０９号
千葉市緑区おゆみ野南３丁目30番地　サンクレイドルおゆみ野ステーションウィズ315号
債務者　稲垣　勝巳
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２号
富山県氷見市堀田1572番地２
債務者　谷内　京平
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３４２号
石川県河北郡内灘町字大根布７丁目88番地１
債務者　中島　昌子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６２号
金沢市昌永町３番６号
債務者　柏　　宏人
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２２号
金沢市若宮町ホ31番地１　シェモア駅西703号、従前の住所金沢市南新保町ロ131番地
債務者　乗兼　陵子（旧姓城石）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３４号
石川県白山市相木町189番地
債務者　舘元夕紀子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
石川県石川郡野々市町住吉町21番７号、従前の住所金沢市専光寺町そ71番地11
債務者　小原　榮子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０６号
石川県小松市安宅町レ55番地59、従前の住所石川県能美市大浜町ク57番地７
債務者　一光堂こと　澤田　誠一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２２９号
長野県松本市大字新村3180番地フレグランスニュービレッジ203号室、住民票上の住所長野県松本市安曇2590番地
債務者　小林　隆一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３０号
長野県松本市大字新村3180番地フレグランスニュービレッジ203号室、住民票上の住所長野県松本市安曇2590番地
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
長野地方裁判所松本支部